

議題3 人権施策に関する進行管理調書について

それでは、説明いたします。まずこの進行管理調書については、先ほども説明したように、指針の期間は平成32年度までになりますが、各人権課題ごとに設定した方向性に基づく事業内容について、毎年度ごとに進行管理、事業評価をしていくために作成したのになります。

議題3の資料として、指針の事業一覧(資料2)、芦屋市人権施策に関する進行管理調書(資料3)及び評価基準(資料4)をご覧ください。

はじめに、進行管理調書の1ページ目をご覧ください。

進行管理調書の構成については、左端から指針で定めています主な人権課題(指針の第3章及び4章)、方向性、事業番号、方向性に沿った事業内容となっています。

それから、平成28年度の事業目標、事業実績となって、次の所管課評価ですが、評価基準(資料4)をご覧ください。

今回の指針からA～Cの3段階で評価しています。評価基準については、

評 価 基 準	
A	計画時の目標以上に達成できたもの又は前年度に比べ数値的に伸びが見られ、施策の前進が認められるもの。
B	計画時の目標をほぼ達成し、事業を維持・継続して行ったもの又は経常事業で実施状況に変化がないもの。
C	計画時の目標を達成できなかったもの又は事業内容の縮小・廃止などで施策に後退が認められるもの

進行管理調書(資料3)にお戻りください。

それから平成28年度の実施効果と課題、平成29年度の目標、最後に所管課となっています。

次に、事業内容の詳細について、説明いたします。

資料2事業一覧の3ページをご覧ください。

主な人権課題については、全85事業 A評価 6事業 B評価 79事業になります。多くの事業を実施していますが、時間の関係上主なものについて説明いたします。

進行管理調書の1ページをご覧ください。

女性の人権として、6つの方向性に対して17の事業あります。

P1をご覧ください。

事業1、男女共同参画に関する研修や講座の内容を充実させるため、市が主体で行う事業だけでなく、実績の⑧、⑨のような市民企画による講座も実施しています。課題と

しては、参加者数が定員を下回っているため、申込みまでつながるような周知、広報活動の方法について更なる検討が必要となっています。

P 3をご覧ください。

事業10、労働機会の拡大を図るため、女性活躍に関する講座を実施しています。効果として、②「女性のための出前チャレンジ相談」は、2回から3回に増やすことができ、参加者も3枠すべて埋まりました。

また、④、⑤の事業については、新規に実施できたため、A評価となっています。事業12～16にかけてDVに関する事業で、計画どおり必要に応じた支援を行うことができたため、すべてB評価となっています。女性については以上です。

子どもの人権について、4つの方向性に対して12事業になります。

P 4をご覧ください。

事業19、いじめ・児童虐待防止啓発事業については、実績の2つ目、「親子で考えるいじめ防止の標語」の募集を実施しましたが、効果の【いじめ防止】にあるように、対象を市立の小中学校から市内の県立及び私立校にまで拡大したことから多くの参加があり、いじめ防止の意識向上につながりました。

P 5をご覧ください。

事業20～24にかけて、あらゆる年代に応じた相談事業等を行うことで、いじめ、虐待の早期発見につなげることができました。

P 6をご覧ください。

事業28、愛護委員による地域主体の見守り活動においては、実績として、委員数212人、巡視回数606回、延べ参加人数5130人で、効果にもあるように継続的に増加しており、市内の青少年の落ち着いた状況の維持に成果を上げていることから、A評価となっています。子どもについては以上です。

高齢者の人権について、6つの方向性に対して14事業になります。

P 7をご覧ください。

事業33 認知症初期集中支援事業は平成28年度からの新規事業で、実績として、医師・看護師・高齢者生活支援センター職員による支援チームを設置し、集中的に支援を行ったことで、効果として、受診や介護サービス利用につながっていない方を適切な支援につないだり、家族支援を行うことにより、課題解決につながりました。今後の課題としてはチームの役割を周知していく必要があります。

事業35、地域見守りネットワーク事業は、各家庭を訪問するライフライン企業等の事業者と協力し、実施しています。実績として、前年度132か所から139か所に増加し、効果として、地域での見守り活動に対する意識が向上しました。

P 8をご覧ください。

事業41～43にかけて、公共施設等のバリアフリー化を実施しています。41番の交通安全施設については、効果にあるように計画より多くの個所で実施することができたため、A評価となっています。高齢者については以上です。

障がいのある人の人権について、6つの方向性に対して10事業になります。

P9をご覧ください。

事業48、意思疎通支援事業について、実績として、視覚に障がいのある人や高齢者への支援をする読み書き（代読・代筆）情報支援員を26課27名養成したことによって、効果として、市民サービスの向上につながりました。さらに右側の平成29年度の実施目標にあるように、「芦屋市心がつながる手話言語条例」が施行されましたので、手話奉仕員の養成、手話の普及啓発に積極的に取り組んでいます。事業49、障がいのある人に対して就労支援を行い、平成28年度は19人の方が一般就労に至っており、平成32年度の目標、20人に近づけることができました。障がいのある人については以上です。

同和問題について、3つの方向性に対して6事業になります。

P11をご覧ください。

事業58、59、戸籍等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行っています。実績として、登録者数は、766人となり前年度から100人近く増加しておりA評価となっています。同和問題については以上です。

外国人の人権について、4つの方向性に対して14事業になります。

P14をご覧ください。

事業71、三者間通話システムは119番通報を受けた時に外国人とうまくコミュニケーションを図るためのシステムで、実績にあるように平成28年度から導入し、英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の5か国語に対応しています。効果として、コールセンターへの接続もスムーズに行えています。外国人への周知を行っていくことが課題となっています。

HIV感染者などの人権からその他の人権問題について、主な事業は議題1の際にすでに説明しておりますので割愛させていただきます。主な人権課題については以上です。

次に、資料2の4ページをご覧ください。

地域・事業所・その他の場や機会、市職員等への教育については、全24事業、A評価 1事業 B評価 23事業となっています。進行管理調書の18ページにお戻りください。

P18をご覧ください。

事業1、関係団体との連携による事業について、兵庫県人権教育研究大会中央大会を開催し、県下全市町から2日間で延べ1850人が参加し、芦屋市の人権教育に関する取組を県下に伝えることができました。

P22をご覧ください。

事業15、人材育成計画に基づき、実績のとおり様々な職員人権研修を実施していません。

P23をご覧ください。

事業17、職場人権研修について、実績にあるように職場単位で人権リーダーを設置

し、様々な人権課題をテーマにし、意見を行いました。効果として、職場全体で人権について考える機会となり意識の向上につながりました。